

条番号	現行	変更後
第4条 印鑑レス口座	(1) 次の方法により口座開設の申し込みを行い、かつ、当該申し込みにかかる普通預金取引、総合口座取引に係る普通預金および定期預金について印鑑レス取引のみを行う旨を申告いただいた場合には、当該普通預金、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス取引のみを行うことができる預金口座（以下、「印鑑レス口座」といいます。）として取り扱います。なお、「みずほ口座開設＆手続きアプリ」により口座開設を申し込んだ場合は印鑑レス口座の開設を申し出たものとして取り扱うものとします。 ① 当行の店頭に設置したタブレットを利用した普通預金取引および総合口座取引の申し込み ② 「みずほ口座開設＆手続きアプリ」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申し込み	(1) 次の方法により口座開設の申込を行い、かつ、当該申込にかかる普通預金取引、総合口座取引に係る普通預金および定期預金について印鑑レス取引のみを行う旨を申告いただいた場合には、当該普通預金、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス取引のみを行うことができる預金口座（以下、「印鑑レス口座」といいます。）として取り扱います。なお、「みずほ口座開設＆手続きアプリ」により口座開設を申し込んだ場合は印鑑レス口座の開設を申し出たものとして取り扱うものとします。 ① みずほ銀行の店頭に設置したタブレットを利用した普通預金取引および総合口座取引の申込 ② 「みずほ口座開設＆手続きアプリ」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込 ③ <u>「Web 口座開設」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込</u>
	2023 年 4 月	2024 年 9 月